

## 公共空間を前提とした臨床宗教師の活動について

——報道・メディア関係者の皆さんに——

日本臨床宗教師会

臨床宗教師会では、臨床宗教師の活動は多様な宗教・宗派、また特定宗教・宗派の信仰を持たない人、それぞれの立場を尊重する公共空間で行うものであり、特定の宗教を押し付けたり、あるいはそれが共有されているという前提にそって行うものであってはならないとしています。たとえば、僧侶や牧師や神職や教会長などの宗教者が、臨床宗教師という資格を掲げて自らの信仰を受け入れるように働きかけるようなことがあると、関係者はそのことがもたらす可能性がある対立や葛藤に配慮し、場をともにすることがしにくくなります。そこで、「布教・伝道・教化とは異なる、宗教施設外の公共空間におけるケア活動」として臨床宗教師の活動は位置づけられてきました。

では、特定の宗教施設で行われるケアや支援の活動はどうでしょうか。結果として布教・伝道・教化につながるならば、また、布教・伝道・教化をしているという誤解を生むことのないような形ならば、寺や神社や教会等の宗教施設を適宜、公共空間と想定してケア活動を行うことも可能です。ただ、自らの布教・伝道・教化の場である宗教施設において臨床宗教師としてケアや支援の活動を行う場合には、それが布教・伝道・教化につながることを明示するような配慮が必要となります。

以上の考え方に立ち、すぐに布教・伝道・教化につながりうる活動は宗教者としての活動と理解し、そこには臨床宗教師という肩書きを持ち込まないように会員への周知を図っています。公共空間においてと同様の活動を展開する場合、来場者側の受け止めの混乱を避けるためにも、宗教者としての活動と臨床宗教師としての活動に線引きを行い、分けたチラシを作ることや「これは臨床宗教師としての活動です」といった文言の注意書きを記すこと、営利や信徒集めを目的としていると受け取られないよう注意することなどを注意事項として共有するようにしています。

取材の際、以上のような、外部の方々にはややわかりにくい微妙な問題がありますことにつき、ご理解をいただけますと幸いに存じます。

令和5年4月12日

日本臨床宗教師会

会長 鎌田東二